

社会福祉法人暘谷福祉会 介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 研修は、下記の事業者が実施する。

名称 社会福祉法人 暘谷福祉会

所在地 〒879-1502

大分県速見郡日出町藤原5708番地の3

Tel 0977-72-8336

(目的)

第2条 当法人は、わが国の急速な高齢化の進展の中で、地域において質の高い福祉を実現する為に、優れた技術と人間性を兼ね備えた介護職員を育成し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(研修の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。

「社会福祉法人暘谷福祉会 介護職員初任者研修」

(受講対象者)

第4条 受講対象者は、介護に従事することを希望し、習得した介護の知識・技術を、地域福祉に積極的に活用する意志をもつ心身ともに健康であるものとする。

(講義の方法)

第5条 講義の方法は、通学とする。

(募集時期及び開講時期)

第6条

募集時期 : 通年

開講時期 : 前期課程 5月～8月 後期過程 10月～1月

(研修期間)

第7条 受講期間は4ヶ月とする。ただし、受講生の病気等やむを得ない理由による場合は、1年6ヶ月以内とする。

(受講定員)

第8条 受講定員は 20名とする。

(受講手続き)

第9条 受講手続きは次のとおりとする。

- ①所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込み手続きを行う。
- ②科目の免除対象者である場合は、必要書類を添付する。
- ③受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(教科の免除)

第10条 次の者が受講する場合は、「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき科目を免除できる。

- ①看護師等の資格を有するもの
- ②訪問介護に関する1級過程及び2級過程を修了しているもの
- ③介護に関する1年以上の実務経験を有するもの

(受講に係わる費用等)

第11条 受講費用は次のとおりとする。

受講料： 72,000円
テキスト代： 5,900円
補助教材： 800円
その他： *補講料 *1教科 5,000円

(研修カリキュラム)

第12条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添の「カリキュラム表」とする。尚、当カリキュラムは「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づくものである。

(講師氏名)

第13条 研修科目を担当する講師は、別添の「講師一覧」のとおりとする。尚、「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき、講師要件を満たす者である。

(使用教材)

第14条 使用する教材は次のとおりとする。

財団法人 介護労働安定センター

「介護職員初任者研修テキスト」

「介護職員初任者研修テキストの補助教材 DVD」

(研修実施場所)

第15条 講義・演習・実習場所は下記とする。

① 講義・演習：大分県速水郡日出町藤原5708番地の3

特別養護老人ホーム暘谷苑 会議室

② 実習

【ホームヘルプサービス】大分県速見郡日出町藤原5708番地の3

暘谷苑ホームヘルプサービス

【施設サービス】大分県速見郡日出町藤原5708番地の3

特別養護老人ホーム暘谷苑

【在宅サービス】大分県速見郡日出町藤原5708番地の3

デイサービスセンター めくもりの里

(修了評価)

第16条 研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から厳正に行うものとする。

①各科目ごと、受講後のレポート提出。担当講師が介護知識と技術の習得を評価する。A判定で合格とする。

②全科目修了時に、筆記試験をおこなう。

難易度は、介護職の入り口に位置する研修であることから【列挙・概説・説明できるレベル】とする。100点満点の80点以上を合格とする。

③実習の評価は、実習指導者が実習レポートに基づきおこなう。A判定で合格とする。

(修了証明書の交付)

第17条 カリキュラムに全日出席し、第16条の評価を満たしたものに対し修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(補講)

第18条 やむを得ない事情で研修の一部を欠席した場合、当該過程教科数の概ね1割を上限とし、補講等の代替措置を行うことにより当該教科に出席したものとみなす。なお、補講については1教科5,000円を別途徴収するものとする。

(受講の取り消し)

第19条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- ①遅刻を繰り返す者
- ②学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- ③他の受講生の学習を著しくさまたげる者
- ④学則に反する者

(本人確認)

第20条 受講申し込み受付時に本人確認を実施する。

・運転免許証 又は 健康保険証の提示による。

(研修修了者の管理)

第21条 研修修了者は修了者名簿に記載後、大分県の管理する修了者台帳に記載される。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに この学則に定めのない事項が必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

(連絡先及び担当者)

第23条 連絡先及び担当者は下記とする。

連絡先：〒879-1502

大分県速見郡日出町藤原5708番地の3

TEL：0977-72-8336

担当者：森本尊子

(付則)

この学則は平成25年5月1日から施行する。

